○厚生労働省告示第三百九十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から適用する。

平成二十六年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次のように加える。

五十二　腹膜偽粘液腫に対する完全減量切除術における術中のマイトマイシンC腹腔内投与及び術後のフルオロウラシル腹腔内投与の併用療法　腹膜偽粘液腫（画像検査により肝転移及びリンパ節転移が認められないものであって、放射線治療を行っていないものに限る。）

○厚生労働省告示第四百号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成三年労働省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から適用する。

平成二十六年十月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「一・二―ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）」を「一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）」に、「ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）」に、「N・N―ジメチルアセトアミド」を「N・N―ジメチルアセトアミド　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）」に、「N・N―ジメチルホルムアミド」を「N・N―ジメチルホルムアミド　スチレン　一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）」に、「テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）」を「テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）」に、「一・一・一―トリクロルエタン」を「一・一・一―トリクロロエタン　トリクロロエチレン」に、「一―ブロモブタン　メチルイソブチルケトン」に改める。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十日（予備、同月十一日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦四隻

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十日及び同月十一日（予備、同月十二日から同月二十一日までの間）、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦六隻

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十日（予備、同月十一日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦四隻

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十日（予備、同月十一日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦四隻

○防衛省告示第二百十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十一月十日（予備、同月十一日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒